

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和5年9月7日（第1日目）

議 長（高橋拓生君）

ただいまから、令和5年平泉町議会定例会9月会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

初めに、議長から諸般の報告を行います。

2ページをお開きください。

本定例会9月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告いたします。

3ページをお開きください。

監査委員から、令和5年5月分から7月分までの現金出納検査、40ページには、令和5年度7月定期監査の結果について報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

51ページをお開きください。

教育長から、平泉町教育委員会事務事業等に関する点検評価報告書の提出がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

115ページをお開きください。

本定例会9月会議に説明員として出席する者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

なお、農業委員の改選により、本日から石川文士良農業委員会会長が出席しておりますので、ご紹介いたします。

農業委員会会長（石川文士良君）

石川です。どうぞよろしく願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

116ページをお開きください。

定例会6月会議以降の報告事項については、印刷してお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

なお、国、県などへ提出しております要望内容を印刷してお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

続いて、町長から行政報告を行います。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、行政報告をさせていただきます。

6月11日になります、IBC平泉ウォークが開催されております。

6月17日、いきいきシルバースポーツ大会が開催されております。そして、17日になりますが、東稲山麓地域日本農業遺産認定記念シンポジウムが一関市で開催しております。

6月22日、一関地区地域安全功労者の表彰の報告を受けたところであります。

6月24日、ふるさと平泉会の総会が開催されております。

次のページになります。

6月29日、平泉芭蕉祭全国俳句大会、6月29日、同じ日になりますが、酒田市・平泉町文化交流協定締結式、そして、平和の祈りが毛越寺会場に開催されております。

6月30日、小笠原村と平泉町の世界遺産交流会が開催されております。

7月2日になりますが、平泉駅前きらめきマルシェが開催されております。

7月3日、社会を明るくする運動開催セレモニーと同時に、街頭での広報活動を行っております。

7月4日から5日になりますが、金色堂建立900年記者発表トップキャラバン、東京国立博物館で発表行われ、JTB、JR東日本にキャラバンをさせていただいたところであります。

次のページになります。

7月11日、長島幼年消防クラブ発会式が開催されております。

7月15日になりますが、平泉水かけ神輿宵宮祭が開催され、7月16日、平泉水かけ神輿本渡御が開催されております。

18日になりますが、平泉町、そして議会とともに、県への要望を行っております。

7月22日、ひらいずみネイチャーウォーキングが西行桜の森で開催をいたしたところであります。

7月28日になりますが、農地パトロール出発式を開催させていただいております。

次のページになります、8月2日、北上川上流改修一関遊水地事業の促進及び地方道路の整備推進に係る要望を議会議長と私で、盛岡市、仙台市に要望を行っております。

そして、翌3日、中央要望をさせていただいたところであります。

8月10日、平泉町戦没者追悼式を開催させていただいております。

8月14日、中尊寺新能、8月17日、交通死亡事故ゼロ日継続1年達成の賞賛状を県警本部長より頂いております。

次のページになります。

8月22日、社会を明るくする運動標語表彰式を町内、平泉中学校で3年ぶりに全校集会の中で表彰を行ったところであります。

8月29日、愛知大学・平泉フィールドスタディが町内で開催されております。

8月30日になりますが、平泉の文化遺産拡張登録に係る関係者会議が世界遺産センターで開催

をさせていただいたところであります。

以上であります。

議 長（高橋拓生君）

以上で町長からの行政報告を終わります。

これで諸報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（高橋拓生君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、11番、升沢博子議員及び1番、大友仁子議員を指名いたします。

議 長（高橋拓生君）

日程第2、会議期間の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会9月会議の会議期間は、本日から9月19日までの13日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、会議期間は本日から9月19日までの13日間に決定いたしました。

なお、会議期間中の会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程表によりたいと思いますので、ご了承願います。

議 長（高橋拓生君）

日程第3、報告第6号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

町長より報告を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、報告案件1件についてご説明申し上げます。

議案書 3 ページをお開き願います。

報告第 6 号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の意見をつけて別紙のとおり報告しようとするものでございます。

4 ページをお開き願います。

初めに、健全化判断比率でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率について、赤字はございません。

実質公債費比率は 10.3%、将来負担比率は 86.8%でございます。

次に、資金不足比率でございますが、水道事業会計及び下水道事業会計、いずれにおいても資金不足はございませんでした。

以上、報告申し上げます。よろしく願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

次に、監査委員から、令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査意見について報告を求めます。

鈴木代表監査委員、登壇の上、報告願います。

鈴木代表監査委員。

監査委員（鈴木清三君）

監査委員の鈴木清三でございます。

それでは、あらかじめお渡しの別冊、令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査意見書をご準備願います。

私と議選監査委員、真筆光幸氏の両名で行いました審査結果をご報告申し上げます。

4 ページをご覧願います。

令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書についてでございます。

審査の結果、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、いずれも早期健全化基準以下の比率であり、良好と認められました。指摘すべき事項はありませんでした。

将来負担比率については、事業の取り組みに伴う新たな負担も考慮し、計画的な運営に努めてください。

続いて、6 ページをご覧願います。

令和 4 年度決算に基づく資金不足比率審査意見書についてでございます。

審査の結果、水道事業会計及び下水道事業会計については、資金不足になっておらず良好と認められ、指摘すべき事項はありませんでした。

以上、報告いたします。

議長（高橋拓生君）

以上で報告を終わります。

ただいまの報告は議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言願います。

(「なし」の声あり)

議長（高橋拓生君）

次に進行いたします。

議長（高橋拓生君）

日程第4、認定第1号から日程第10、認定第7号までの令和4年度平泉町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、下水道事業会計決算及び水道事業会計決算の認定について、認定案件7件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明をお願いいたします。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、認定案件7件についてご説明申し上げます。

議案書5ページをお開き願います。

認定第1号、令和4年度平泉町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度平泉町一般会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、6ページをお開き願います。

認定第2号、令和4年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、7ページをお開き願います。

認定第3号、令和4年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、8ページをお開き願います。

認定第4号、令和4年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、9ページをお開き願います。

認定第5号、令和4年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、10ページをお開き願います。

認定第6号、令和4年度平泉町下水道事業会計決算の認定についてでございます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和4年度平泉町下水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、11ページをお開き願います。

認定第7号、令和4年度平泉町水道事業会計決算の認定についてでございます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和4年度平泉町水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

これで提案理由の説明を終わります。

監査委員から、令和4年度平泉町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、下水道事業会計決算及び水道事業会計決算の決算審査意見について報告を求めます。

鈴木代表監査委員、登壇の上、報告をお願いいたします。

鈴木代表監査委員。

監査委員（鈴木清三君）

監査委員の鈴木清三でございます。

私と議選監査委員、真竈光幸氏の両名で決算審査を行いました。その結果についてご報告いたします。

それでは、お手元の資料、令和4年度平泉町歳入歳出決算審査意見書に基づき説明いたします。

3ページに令和4年度歳入歳出決算を一覧表にまとめ、会計別に掲載しておりますので、お目通し願います。

それでは、7ページをお開き願います。

第一令和4年度平泉町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書に基づいて報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、令和4年度平泉町一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、関係帳簿及び証拠書類を審査した結果は以下のとおりです。

- 1、審査の対象、2、審査の期間、3、審査の方法は記載のとおりです。
- 4、審査の結果でございます。

令和4年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算を審査した結果は次のとおりです。

(1)現金の保管状況、有価証券、出資金等の計数は、関係帳簿、証拠書類及び指定金融機関の収納支出の各計数と合致しており、正確と認められます。

(2)予算の執行は、議決の趣旨に沿い、適正かつ効率的に行われたものと認められます。

8ページをお開き願います。

審査結果の講評です。

(1)時間外勤務について。

令和4年度の正職員の時間外勤務手当は4,385万9,876円となり、前年度と比較し66万1,658円

の増加、時間数では、1人当たり年間平均時間外勤務が172時間となり、前年度と比較し3時間増となりました。

選挙に伴う投開票事務のほか、機器やシステムの更新等、例年発生しない事務に起因するものも少なくありませんが、令和3年度から引き続き高い水準のまま推移している部署や個人も見られることから、健康障害リスクが懸念されます。ここ数年増加していた新型コロナウイルス感染症に伴う業務は、令和5年5月からの5類感染症移行により徐々に落ち着くものと思われませんが、自治体DXの導入等、各課ではまた新たな業務が発生することも予想されます。ノー残業デー周知の取り組みや面接の実施等、時間外勤務の減少に取り組まれているところですが、今後増加が見込まれる業務も踏まえ、時間外勤務の在り方について、改善に向けたさらなる検討が必要と考えます。

時間外勤務は、業務内容、組織体制等、様々な要素が絡み合い発生しており、一律の削減が容易でないことは推測されます。しかし、常態的な長時間勤務は、心身に多大な影響を及ぼしかねません。職員が、時間外勤務を前提とせずに業務に当たることができるよう、職場内においては、業務配分の見直し、情報の共有化を一層図り、適切な業務管理に努めてください。

(2)業務マニュアルの整備について。

複数の事務において、担当者の異動時の引継ぎが不十分であったことや、単純な確認不足に起因する事務処理ミスが見受けられました。それらの事故を減らし、業務品質の維持を可能とするためにも、業務マニュアルの整備が早急に必要であると思われれます。業務内容やそのプロセスを見える化することは、業務プロセスに内在している不合理なルールや無駄の排除につながり、結果として地方自治運営の基本原則、最少の経費で最大の効果に資することになります。

また、災害発生時や感染症の感染拡大等により、通常の業務体制の構築が難しくなった場合に備え、業務継続計画も早期に策定すべきと考えます。

(3)持続可能な財政運営。

令和4年度の普通会計における経常収支比率は94.7%となり、前年度と比較して8.0ポイントの増となりました。今後は、令和3年度で終了した大型投資事業の起債償還のほか、一般廃棄物処理施設や最終処分場の建設などが予定され、ますます厳しい財政事情が予想されることから、これまでも増して国の地方財政措置や経済対策の動向に注視しながら、厳しい社会情勢にあっても安定した財政運営に努めてください。今後の事業、施策の展開に当たっては、投資効果を十分に見極めつつ、補助金等の精査も適時行い、健全な財政運営の維持に努めてください。

次に、9ページ、5、審査の総括的意見ですが、決算審査に当たり、地方自治法第2条第14項に定める「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」を基本的な視点にして進めました。

当町の各会計の予算及び収入、支出額の決算計数について、関係帳簿及び証拠書類を照査し計数を突合、さらに、計数の根幹をなす事項及び社会的関心度の高い事項についてヒアリングを行い審査した結果、おおむね適正な処理と認められました。

このほか、各課へ、令和4年度運営方針のチェック表の提出を求め、運営状況、施策の実施状況、今後の方針等についても説明を受けました。各課の重点的に取り組んだ主な活動状況及び指摘事項(1)から(10)まで列記しましたので、お目通し願います。

次に、12ページ、6、審査の個別的意見につきましては記載のとおりです。

次に、18ページ、7、財産に関する調書について報告いたします。

(1)土地から(6)基金までの項目について、関係帳簿と突合の結果、計数は正確でした。株券、有価証券及び出資金、出捐金等についても、現物を確認した結果、残高は正確で保管も適正に処理されておりました。

21ページ、第二令和4年度平泉町基金運用状況審査意見書について報告します。

4、審査の結果。

各基金とも関係帳簿と証拠書類を照合し、金融機関が発行する預貯金残高証明書とも突合して審査した結果、基金の設置目的に合致した運用がなされており、基金の保管管理も適正に適切に行われていました。全般にわたり、おおむね適正に運用を管理されているものと認められました。

ふるさと応援寄附基金及び世界遺産推進基金に過大な積立てがありました。事務執行にあつては十分な確認を行ってください。また、育英資金貸付基金について、償還金額を免除した貸付金の処理と、その補填に係る基金積立てがありました。

37ページ、第三令和4年度平泉町下水道事業会計決算審査意見書について報告します。

1、審査の対象から4、現場点検の実施までは記載のとおりです。

38ページ、5、審査の結果につきましては、(1)から(5)に記載どおり、適正な事務処理と認められました。

6、審査意見の総括になりますが、下水道事業会計は、令和2年度から地方公営企業法を適用し、特別会計から公営企業会計に移行して3年目の決算となりました。当年度の業務概況及び収支状況は上述のとおりで、コロナ禍からの経済活動の回復に伴う飲食業、宿泊業を中心とした下水道使用料の若干の増加があったものの、同要因による外出機会の増加に伴う農業集落排水使用料の減少等もあり、全体として横ばい傾向の下、下水道事業を安定的に提供するため、経営改善や建設改良事業等が実施され、決算上は純利益を計上しましたが、減価償却費や維持管理費、企業債償還金等により経費がかさみ、多額の一般会計補助金、出資金を充当して経営を遂行したところであります。

上記のとおり、下水道事業は多額の経費を要し、一般会計からの繰り出しも多額となっていることから、事業を進めるに当たっては、限られた財源の中で、経営戦略と各計画の整合を図るとともに、収入率及び接続率の向上による収益の確保や経費節減等、効率的な事業運営に取り組み、安定した経営に努め、生活環境の整備を進めるよう望みます。

下水道は、町民の健康で快適な居住環境づくりや公共用水域の水質保全等の多面的な機能を持ち、町民の暮らしに大きな役割を果たすことから、今後、特にもさらなる接続率の向上を促進していく必要があります。今後においても、人口減少の進行や節水型社会の進展による水需要の減少など、使用料収益の大幅な伸びは期待できない状況にあります。また、これまで整備された施

設の適正な維持管理や老朽化対策など、経営状況はますます厳しくなると予測されます。今後とも、社会状況の変化に応じたサービス水準の向上を図るとともに、財務諸表の動向を常に把握しながら、高いコスト意識を持って、一般会計補助金、出資金の縮減をはじめとする、さらなる経営の健全、効率化の推進に取り組むをお願いします。

また、公営企業会計への移行や公共下水道事業、農業集落排水事業の統合のメリットを業務において十分に反映し、安定的な下水道事業の提供に努め、住民福祉の向上に寄与されるよう望みます。

40ページ、7、業務実績から46ページ、10、財政状態につきましては記載のとおりですので、お目通し願います。

以上で下水道事業会計の決算審査意見のご報告を終わります。

53ページ、第四令和4年度平泉町水道事業会計決算審査意見書をご覧ください。

1、審査の対象から4、現場点検の実施までは記載のとおりです。

54ページ、5、審査の結果につきましては、(1)から(5)に記載どおり、適正な事務処理と認められました。

55ページ、6、審査の総括的意見。

給水収益については、表に掲載の令和元年度以降、令和2年度は約1,000万円、令和3年度は約500万円、令和4年度は約100万円と、令和元年度の約600万円の増加を除き、3年連続の減少となり、令和4年度は、コロナ禍からの経済活動の回復による若干の持ち直し感が見られるものの、個人の節約傾向の高まりにより、一般家庭用において減少が見られました。

次に、未収入額については、日頃から徴収努力をしていただいた成果により、令和4年度は、令和3年度に続き2期連続の対前年度比減少となりました。未収入率においても同様の結果となっており、令和4年度は2期連続の改善となっております。今後、より一層、早期の納付相談や給水停止等を含めた積極的な滞納整理対策を継続し、新たな未収の発生防止と未収金の早期回収に努めてください。

水道事業の運営は順調です。しかし、現在も続く人口減少により、使用量の増加が見込めない、構造的とも言える有収水量の減少傾向に対処していくためには、給水原価の一層の引き下げも必要であります。そのような状況での設備の維持修繕については、引き続きアセットマネジメント（資産管理）の結果を分析、活用し、老朽化した給水管対策を含め、平成31年2月策定の平泉町上水道ビジョン及び平泉町簡易水道ビジョンに基づき着実に実行してください。

また、漏水防止対策は、給水原価の引下げや有収率向上へつながる水道事業経営上、重要な課題です。平成28年度から10か年計画で実施されている鉛製給水管の更新は7年目を経過し、おおむね69%の鉛製給水管が更新されました。今後とも、鉛製給水管の更新及び漏水調査を引き続き実施し、有収率向上が図られるよう効率的な漏水防止対策に取り組んでください。

これから先、人口減少に伴う料金収入の減少、配水池を含む各施設の老朽化及び耐震化に伴う更新など、投資の増加といった事業環境の変化を見据え、必要な給水収益を安定的に確保すべく、引き続き水道事業の運営に邁進されるようお願いいたします。

56ページ、7、審査の個別的意見につきましては、(1)から(7)に記載とおりですので、お目通し願います。

以上で令和4年度平泉町歳入歳出決算審査報告を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで監査委員の報告を終わります。

お諮りします。

本案については、議長及び議選監査委員を除いた全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第7号まで、認定案件7件については、議長及び議選監査委員を除いた全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

議長（高橋拓生君）

日程第11、議案第39号から日程第16、議案第44号までの事件案件1件、補正予算案件5件、合計6件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、事件案件1件、補正予算案件5件、計6案件についてご説明を申し上げます。

事件案件についてご説明申し上げます。

議案書12ページをお開き願います。

議案第39号、令和4年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございます。

令和4年度平泉町下水道事業会計未処分利益剰余金1,496万5,750円のうち、200万円を減債積立金に、900万円を建設改良積立金にそれぞれ積み立て、残余を繰り越そうとするものでございます。

提案理由でございますが、令和4年度平泉町水道事業会計の利益の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により提案しようとするものでございます。

次に、補正予算案件について説明申し上げます。

議案書13ページをお開き願います。

議案第40号、令和5年度平泉町一般会計補正予算（第4号）でございます。

令和5年度平泉町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,129万3,000円を追加し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ51億6,375万8,000円としようとするものでございます。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」によろうとするものでございます。
次に、45ページをお開き願います。

議案第41号、令和5年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

令和5年度平泉町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,554万4,000円としようとするものでございます。

次に、51ページをお開き願います。

議案第42号、令和5年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和5年度平泉町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ127万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,847万3,000円としようとするものでございます。

次に、57ページをお開き願います。

議案第43号、令和5年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和5年度平泉町の健康福祉交流館特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ241万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,621万3,000円としようとするものでございます。

次に、63ページをお開き願います。

議案第44号、令和5年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和5年度平泉町の町営駐車場特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ602万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,273万9,000円としようとするものでございます。

以上、提案いたします。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

暫時休憩といたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時42分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

大変失礼いたしました。

最初の事件案件1件の議案第39号であります。令和4年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございますが、その次、令和4年度平泉町水道というところを「下水道」と私が提案してしまったようでありますので、訂正させていただきます。令和4年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金1,496万5,750円のうち、200万円を減債積立金に、900万円を建設改良積立金にそれぞれ積み立て、残余を繰り越そうとするものでございますというところに改めさせていただきます。大変申し訳ありませんでした。

議 長（高橋拓生君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

議案第39号から議案第44号まで、ただいま説明のあった議案につきましては、最終日の本会議で担当課長の補足説明を求め、議決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第39号から議案第44号まで、事件案件1件、補正予算案件5件、合計6件につきましては、最終日の本会議で議決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時58分

議 長（高橋拓生君）

再開いたします。

日程第17、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

第1回目の答弁は、登壇の上、発言願います。

質問、答弁に当たりましては、簡潔明瞭をお願いいたします。

通告1番、大友仁子議員、登壇、質問願います。

1番、大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

通告1番、公明党、大友仁子でございます。

初めに、熱中症対策の推進について伺います。

気象庁によれば、今年7月、8月の全国の平均気温が観測史上最高を記録。10月まで高温傾向だと言われております。国連のグテーレス事務総長は、7月27日、地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の事態が到来したと指摘しました。今年の夏は、最高気温が30度を超す真夏日はざらで、35度超えの猛暑日も頻繁に観測され、危険な暑さを知らせる熱中症警戒アラートが出されるほどの酷暑でした。

また、気候変動の影響により、国内の熱中症死者数は増加傾向が続いており、近年では年間1,000人を超える年が頻発するなど、自然災害による死者数をはるかに上回っております。今後、地球温暖化が進行すれば、極端な高温の発生リスクも増加が見込まれ、我が国において、熱中症による被害がさらに拡大するおそれがあります。

こうした状況を踏まえ、今後起こり得る極端な高温も見据えて、熱中症の発生の予防を一層強化する取り組みが必要と考えます。

そこで、1番、(1)熱中症から地域住民の命を守るための取り組みの推進について伺います。

(2)番、高齢者の熱中症に対する予防への意識を醸成するための取り組みについて伺います。

(3)番、高齢者世帯等のエアコンの整備や点検を促す取り組みについて伺います。

(4)番、電気料の高騰に伴い、エアコンの利用控えによる熱中症の発症が懸念されます。低所得者等支援の考えについて伺います。

(5)番、子どもの熱中症防止の取り組みについて伺います。

2番、支え合い助け合う地域社会の構築について伺います。

高齢者人口は、2025年には3,677万人に達し、その後も高齢者人口は増加傾向が続き、2042年には3,935万人でピークを迎えます。社会は、高齢化と核家族化により、高齢者の独り暮らしや高齢者のみ世帯が増加しており、電球交換やごみ出しなど、高齢者の日常を支える取り組みがますます重要になります。

そこで、高齢者をはじめ、自立が難しい人々が安全に安心して暮らせる、支え合い助け合う地域社会の構築について質問いたします。

(1)番、日常の買い物などの支援の推進について伺います。

(2)番、認知症の人も家族も安心な地域を構築するための取り組みの推進について伺います。

(3)番、災害時に高齢者や障がい者の命を守る個別避難計画や、事前に防災行動を時系列にまとめたタイムライン(防災行動計画)の策定を進めることが重要と考えますが、見解を伺います。

質問は以上です。

議長(高橋拓生君)

青木町長。

町長(青木幸保君)

大友仁子議員からのご質問にお答えをいたします。

熱中症対策の推進についてのご質問がありました。

初めに、熱中症から住民の命を守るための取り組みについてですが、議員ご指摘のとおり、今

年の夏は特にも猛暑・酷暑が続いており、本県においても熱中症警戒アラートが発表されるなど、危険な暑さとなっております。

熱中症対策につきましては、令和5年5月に閣議決定された熱中症対策実行計画に基づき、8月1日から28日までの間、毎朝、防災行政無線を活用し、熱中症予防について周知を図ってきたところであります。引き続き、環境省が発表する熱中症警戒アラートを確認しながら、防災行政無線での熱中症予防について呼びかけを行ってまいります。

次に、高齢者の熱中症予防への意識醸成やエアコンの整備、点検を促す取り組みについてですが、特にも高齢者は暑さや喉の渇きを感じにくい上に、汗をかきにくく、体温を下げる体の体温反応が弱くなることにより、自覚がないまま熱中症にかかる危険性が高いことがあることから、いきいき百歳体操や高齢者の茶話会「さくらの会」などで、エアコンの適切な使用や小まめな水分補給などの声かけを行っているところであり、今後も各種介護予防事業や関係機関と連携しながら、熱中症予防について普及啓発を実施してまいります。

次に、電気料の高騰に対応した低所得者等支援についてですが、昨今の電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、特に家計への負担が大きい低所得世帯に対して、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業により、対象世帯へ3万円の給付支援を行っているところであります。

1番の(5)の子どもの熱中症防止の取り組みのご質問については、教育長が答弁をいたしますので、よろしくお願いいたします。

続いて、支え合い助け合う地域社会の構築に関してのご質問がありました。

初めに、日常の買い物など的高齢者への支援についてですが、民間事業所で行っている宅配サービスの利用や介護保険制度で要介護認定の方には、生活援助での買物支援もございますので、高齢者等が安心して暮らせるよう、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所とも情報共有し、様々な組合せにより支援をしてまいりたいと考えております。

次に、認知症の人も家族も安心な地域を構築するための取り組みについてですが、我が国では、認知症は誰でもなり得る可能性があり、高齢者の約4人に1人が認知症の人、またはその予備軍と言われ、介護保険制度ではなく、地域での支え合いの仕組みづくりが必要であると考えております。

当町では、認知症予防に関する健康教育、認知症本人とその家族に対する支援を目的とした認知症カフェ、認知症への理解と知識の普及啓発のため、認知症サポーターの養成講座の開催、高齢者の日頃の見守りを行うネットワーク事業、高齢者等の徘徊に備えた登録事業を行っており、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症施策に取り組んでいるところであります。

今後も、認知症本人、その家族を地域で見守り支え合える体制づくりを目指して、関係機関と連携しながら認知症対策の充実を図ってまいります。

次に、災害時に高齢者や障がい者の生命を守るための取り組みについてですが、個別避難計画につきましては、高齢者や障がい者など、自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作

成する避難支援のための計画であり、令和3年5月の災害対策基本法の一部改正により、市町村による作成が努力義務化されたものであります。

当町におきましては、区長、民生委員等へ作成に向けた説明を行い、災害時の避難体制の整備に向けた取り組みを行っているところであります。また、防災行動計画、いわゆるタイムラインにつきましては、様々な災害リスクを知り、どのような避難行動やどのタイミングで避難することがよいのかを個人ごとに作成しておくことで、自らの命を守り、身近な方の命を救うことにもつながります。

町では、これまで自主防災組織を対象とした防災講習会や、消防団による様々な避難・救助訓練を行ってきましたが、今後は町民一人一人のマイタイムラインを策定するための講習会や学習の機会を提供しながら、地域ぐるみの避難行動支援体制を確立し、頻発化・激甚化する気象災害等に備えた町の防災体制の強化を図ってまいります。

私からは以上であります。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

大友仁子議員からのご質問にお答えします。

子どもの熱中症防止の取り組みについてのご質問がありました。

町内幼小中学校においては、それぞれに設置される暑さ指数計や環境省の暑さ指数及び気象台からの熱中症警戒アラートの確認、小まめな水分補給の励行、必要に応じた塩分タブレットの配付、各教室や保育室に設置されたエアコンの稼働など、適切な対策を行っております。

特にも、平泉中学校においては、熱中症指数計を活用することにより、部活動の実施の目安としているほか、全ての学校において、暑さ指数や熱中症警戒アラートを確認し、基準を超えた場合は速やかに活動を中止しております。

なお、暑さ指数の確認に加え、平泉町立幼稚園においては、複数の職員により、幼児の健康観察を徹底するなど、体調不良を言葉にできない子への対応も含め、徹底した暑さ対策を実施しております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

それでは、再質問をさせていただきます。

初めに、熱中症から地域住民の命を守るための取り組みの推進ですが、防災無線で毎日毎日、熱中症に注意してくださいと言うのはいいと思うのですが、そのほかに、熱中症は適切な予防や対処が実施されれば、死亡や重症化を防ぐことができます。ここで、熱中症は人の命に関わることであることから、熱中症対応マニュアル等の作成とかは考えておりませんか。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

熱中症の対策マニュアルということでありましたけれども、保健センターにおきましては、このたびの、この今年の夏は特にも本当に猛暑、酷暑が続いているところでありまして、環境省ですとか厚生労働省などからも、パンフレット等も頂いているところでありまして、それらも配布をしながら普及啓発をしているところでございます。

町として、熱中症対応策のマニュアルにつきまして、今のところは策定もしていないところではありますけれども、今後の状況等を見ながら、国や県の情報なども取り入れながら研究してまいりたいというふうに思います。

議 長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

ぜひ来年ももっと暑くなる可能性もあるので、ぜひやっていただきたいなと思います。

そしてまた、WBGT（暑さ指数）ですね、暑さ指数の認知度をお知らせするとか、また住民の行動の変容につながる情報発信も必要かと思っておりますけれども、その辺はいかがでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

そうですね、暑さ指数の普及ですとか、それから熱中症警戒アラートなどにつきましても、少し新しい言葉といたしますか、そういう状況だと思いますので、それらの周知につきましても、ご指摘いただいたように、そういうものも含めながら普及啓発に取り組んでいければと思います。

議 長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

ぜひ来年の夏に向けてお願いしたいと思います。

2番の高齢者の熱中症に対する予防への意識を醸成するための取り組みについてですが、いきいき百歳体操や高齢者の茶話会「さくらの会」などで熱中症予防について普及啓発を実施していくとありましたが、そこに参加する高齢者はいいのですけれども、参加しない独り暮らしの高齢者の方とか、参加できない高齢者の方への対応はどうしたらいいでしょうか、よろしく申し上げます。

議 長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

現在、保健センターのほうでは、この熱中症予防について、高齢者に対する周知につきましては、各種介護予防事業ですとか、いきいき百歳体操などの場を活用しながらお知らせをしているところです。

1つは、その参加された方々が、その地域、ご自宅のほうにお帰りになった際に、周りのお家の方ですとかにも声がけをしていただくように、その場で周りの方々にも広げていただけるようにということでお話ししていると思います。

また、独り暮らしですとか、そういう教室にも参加されないような方々もいらっしゃると思いますので、地域には民生委員さんがいらっしゃいますので、民生委員さんなども独り暮らし高齢者の方とか、高齢者世帯の方などを訪問されることもあろうかと思えます。そういうときに、熱中症の予防について声がけをしていただいていると思えますので、そういうところでの対応はできているかなというふうに思えます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

今、民生委員さんのことが出ましたが、定期的にそういう会合はやっていますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

民生委員の会合につきましては、毎月定例会を開催しております、特にも、今このような状況と気候でございますので、独り暮らしの高齢者、それから高齢者のみ世帯の方々を中心に巡回というか、その生活の様子を見て歩いていたときに、熱中症だけではなくて生活全般について、様々な相談に応じたり、例えばエアコンをつけるとか、そういった部分についてもきちんと配慮したようなことで、そういう世帯にお話を伝えているというふうには聞いております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

小まめに動いていただけるのが、やっぱり民生委員さんだと思うので、引き続きお願いしたいと思えます。

次に、高齢者世帯へのエアコンの整備や点検を促す取り組みについてですが、いざ高温になったときにエアコンを入れても動かないとか、エアコンのフィルターが汚れていて部屋が冷えないとか、エアコンのトラブルが命に及ぶ危険性もあります。

熱中症による救急搬送者における発生場所の7割が屋内となっております。熱中症の予防のために、例えばクーリングシェルター、暑さをしのげる施設みたいな整備はする考えはありますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

確かに、国の熱中症対策実行計画の中にも、そのような暑熱避難施設みたいなクーリングシェ

ルターというようなことでの内容は記載されているところではありますが、なかなか今々の対応というのは難しいのかなというふうに思っておりますので、今後、この暑さ対策につきまして検討をしていく中で、そういうものが必要かどうか、そういうところを確保する必要があるのかどうかということも含めて、内部のほうで検討していきたいと思えます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

今年の7月3日から10月31日の、省エネ性の高い家電への買換えを応援しますということで、平泉町省エネ家電買換え購入促進費補助金というのが、今やられておりますけれども、エアコンを申請した世帯が15世帯とお聞きしました。これは7月の広報に小さく載っていたのですけれども、それはほとんど知らない、住民が知らなかったのですね。8月の広報に、これが1世帯ずつ載っていきまして、これを見て初めて、こういうのがあるのだなということが分かったという状況なのです。

言いたいのは、来年、再来年に向けて、温暖化が進む状況の中で、もっともっとこれ周知したほうがいいのではないかと思うのですけれども、どのようにでしょうか、見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光社君）

現在、今ご質問にありました平泉町省エネ家電買換え購入促進費事業ということで、こういったことで、議員からも7月の広報では小さくてというご質問もありましたが、おっしゃるとおり、分かりにくいだろうということで、8月の広報にはチラシを1枚、本当に分かりやすい状況で折り込みをさせていただいたという状況ではございます。

現在の状況について、若干お話をさせていただきますが、現在、1世帯1回までというふうなことで、今お話のとおりエアコンを含め、テレビ、それから冷蔵庫という3品目につきまして対象家電としております。現在のところ、64世帯のうち、今お話があったとおり、現在では15世帯のエアコンの買い換えということになっております。

いずれ期間は、当初10月31日までというふうなことで、これも今のコロナ交付金の活用でございましたので、ある程度その予算的なものも踏まえて、期間を限定したところもございました。しかしながら、今後はこの天候も含めながら、決して安い品物ではございませんので、買い換えに今ちゅうちょされている世帯などもあると思えますので、そういった状況を踏まえながら、必要に応じて、こういう事業を行っていますというふうなことは、議員のご質問のとおり、周知をもう少し図っていく必要があるのではないかというふうに感じております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

多分もっともっと補助金を活用して取り替えたいなという方がいらっしゃると思うので、よろしくをお願いします。

それでは、日常の買い物などへの支援の推進について伺います。

食品など日常の買い物に困っている高齢者などを支援するため、食料品など、町と商店が連携して、例えば地域を巡回する移動販売カーの運行などを進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

高齢者の点で申し上げますけれども、日常の買い物が大変だというようなところでご質問がありましたけれども、まず、保健センターのほうでは、答弁にもございましたが、民間の事業所のほうで宅配のサービスですとか、それから、介護保険で介護の認定を受けた方々につきましては、生活援助といたしまして買い物支援などもございます。

そのほかには、条件はありますけれども、65歳以上の方で介護保険の認定を受けた方ですとか重度障がい者の方で、なかなか単独では交通機関が利用が困難な方につきましては、タクシーの利用助成なども行いながら、そういう日常の生活のところに利用していただいております。

ただ、なかなか買い物にも行けないような方もいらっしゃるところでは、移動販売のこともというご質問ではありましたけれども、今あるこのサービスの中で、どのような利用の仕方がいいのか、また、高齢者の様々な意見、声なども聞きながら、どのような対策を取っていったらいいか、考えていきたいというふうに思っております。

また、買い物等につきましては、ご家族の方の支援を受けられている方もいらっしゃると思いますので、そういう家族での協力体制とか、そういうところでの状況なども聞きながら、買い物支援の事業については考えていきたいというふうには思います。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

いろんなサービスがあるということなのですが、自治体と介護施設とスーパーなどの商業施設が連携して、店内での買い物サポートにより、外出に困難を感じている高齢者が安全に安心して外出できるようになり、健康増進にもつながると思いますので、この辺もお願いしたいと思います。

次に、認知症の人も家族も安心な地域を構築するための取り組みの推進についてですが、認知症高齢者は2025年には約700万人に増加すると推計されております。認知症の対策は、医療、介護をはじめ、まちづくり、教育、生活支援、権利擁護など総合的な施策が求められます。

そして、主要施策成果報告書にもありましたが、令和4年度の認知症支援ということで、答弁にはありましたけれども、認知症カフェ「ほほえみカフェ平泉」、これは参加者数が111名、認知症サポーター養成講座、これにも10回開催して211名が参加しております。これはすばらしい

実績だと思うのですが、これに参加した人たちは、具体的にどのような活動をするのか伺います。
議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

認知症支援につきまして、認知症カフェ「ほほえみカフェ平泉」のご質問と、認知症サポーター養成講座についてのご質問がありましたけれども、認知症カフェにつきましては、認知症の方、また、その認知症の方を介護する方や認知症に関心のある方々が、月1回集まりまして、認知症の理解と伺いますか、そういうところに集まって、日頃の介護の様子ですとか、ご本人さんの状況ですとかを相談しながら時間を過ごすというような場所になります。

この事業につきましては、令和4年度までは平泉町社会福祉協議会に委託をいたしまして、それから地域包括支援センターや傾聴ボランティアなどの協力もしながら、月1回ずつ開催しております。認知症カフェについては、その場に集って、皆さんで話し合いをしたりという場所になります。

認知症サポーター養成講座については、町内2つの小学校にも出向きまして講座を開いております。あとは各地域から希望があったところには出向いたりして行っておりますが、こちらにつきましては認知症に対しての理解とか、それから、そういう認知症の方に接したときには、このような接し方をするといいよというような形での講座になりますが、なかなか実際に、そういう方に出会った際には、講座で習得した内容で対応していただけるようにということをやっているものですので、特にその方に、何か役割を持ちながらやってくださいというようなところではないのですけれども、そういう知識を持ちながら認知症の方に対応していただけるようにしています。役場職員の研修の中にも、それを取り入れて、今、行っているところです。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

分かりました。

昨日の日日の新聞に、認知症に理解を深めてということで、9月の世界アルツハイマー月間に合わせた特別企画展を平泉町の学習交流施設エピカで開かれています。関連する図書やリーフレットなどの展示を通して、来場者に認知症への正しい理解を呼びかけていますということで、30日まで開催しておりますという記事がありました。これも素晴らしいと思います。

そして、こういう記事がありました。地域とのつながりを保つ一例として、板橋区なのですが、東京都健康長寿医療センターというところは、認知症の人もそうでない人も、誰もがくつろげる地域の居場所として、団地の一角に「高島平ココからステーション」を開設しました。居心地よく自由に過ごせて交流できる場所を用意しましたと。利用者は我が家のリビングルームのように足を運び、お茶を飲み、会話を楽しまします。定年退職した保健師や認知症専門医などが定期的に訪問し、相談にも応じてくれます。さらに、健康づくりを後押しするため、認知症に関する勉強会や健康教室、落語を楽しむ会などを開催しているそうです。参加者は、共に学び、活

動し、楽しむ中で、皆と同じという共通認識が広がっているそうです。こうした事例も参考にしながら、認知症の人とともに地域で暮らせる仕組みづくりを各地に広げていきたいという記事がありました。

次に、地域防災力の向上への取り組みの強化なのですが、気候変動による災害の激甚化や頻発化に対して、人の命を守るための対策強化が必要と言われております。近年、気象庁では、洪水情報をより正確に、より早い段階で予測する体制の強化も進めております。平泉町においても、先月、すごい豪雨がありましたが、床上・床下浸水などが発生して大変な惨事となりました。

例えば、女性防災リーダーの育成により、女性の視点を活かした備蓄品の確保なども有意義と考えますが、この辺はどうでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

それぞれの地域に、そういう防災に詳しい方がいると、やはり地域の方も安心するというところで、まず、現在取り組んでおりますのは、防災士の資格を取っていただくために、各自主防災組織に呼びかけて、そういう昨年度1人、今年度も1人受講予定でございますけれども、それとはまた別に、女性のリーダーもやはり必要かと思えます。

それで、そういう方の人材育成といいますか資格取得について、どのようなものがあるかということのを改めて調べた上で、地域のボランティアである婦人消防協力隊を中心に資格の取得のための働きかけといいますか、情報提供をまず行いながら、地域と行政が一体となって防災の意識を高める体制を整えていきたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

ぜひ女性もいろいろな面で役に立つと思うので、考えていただければと思います。

では、最後に、子どもの熱中症防止の取り組みについてですが、学校における子どもの熱中症を防ぐための取り組みが大変重要であると思います。

それで、今現在、幼稚園、保育園、小学校、中学校の全教室には、エアコンは設置してありますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

各学校等に各教室にエアコンが設置されているかどうかというご質問でしたが、こちらにつきましては、各小学校におきましては、普通教室におきましては、全てエアコンは設置しているというような状況でございますし、あとは幼稚園におきましては、保育室につきましては、エアコンを設置しているという状況であります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

それで安心しました。

それぞれの学校の体育館へのエアコンの設置状況はどうでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

体育館につきましては、現在のところ、小学校、中学校におきましては、エアコンは設置して
おりません。幼稚園のホールには、エアコンを設置しております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

では、今後、中学校、小学校の体育館にエアコンを設置する考えはありますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

体育館へのエアコンの設置というようなどころではございますが、いろいろと検討はしていかな
ければならないのかなというところでは考えているところではございますが、特に中学校の
体育館が昭和55年でしたか、たしかかなり古いというような状況もございまして、果たしてエア
コンを設置して本当に冷房の効果が得られるかどうかというようなどころもございますので、そ
ちらのほうを今後検証しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

ぜひ中学校、小学校の体育館にエアコンを設置を望みます。というのは、いろいろなイベント
が中学校でとかあります。今度、敬老会とかもあります。まだ残暑厳しいので、やはりエアコン
がないと具合悪くなったりする場合がありますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、子どもたちの通学時の熱中症予防対策も必要と考えますが、どのような取り組みがなさ
れていますでしょうか、伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

各小学校等における通学時の熱中症予防というようなどころでございますが、こちらにつつま

しては、小中学校におきましては、まず、水筒等を持参させるといったような取り組みや、暑い場合には帽子等の着用をするようにというようなところでの指導をしております。あとは、かなり暑い日には、服装についても軽装するというようなところで、学校より指導しているというような状況であります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

今年の夏は本当に暑くて、夏休み中も夏休み明けも大変な酷暑で、子どもたちがかわいそうと思います。

今年本当にあまり事例がない、山形県の米沢市の中学生が部活動後に熱中症の疑いで死亡したという事故もありました。来年の夏に備えて、ぜひ部活動など各種活動の実施の判断については、各学校であらかじめ危機管理マニュアルなどで、判断基準や判断する人を定めておくこと、また、暑さ指数を用いることなどを県の教育委員会から発令あったと思うのですが、この辺はどうでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

暑さ指数等に関しまして、先ほど教育長の答弁にもございましたが、各学校におきまして、暑さ指数計や暑さ指数、熱中症警戒アラート等を確認しながら、その日の運動等につきましては、中止等の決定をしているというようなところがございます。

町独自といいますか、学校独自での熱中症対策に関するガイドライン等は、現在、策定には至っていないというようなところもございますので、これらの、今の気候等の状況を見ますと、いざれ各学校におきましても、熱中症のガイドライン、窓口のガイドラインというのは必要ではないかというようなところも考えているところがございますので、策定につきましては、今後、学校等と検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

ぜひマニュアル等を作成して、子どもたちを守っていただきたいと思います。

私の一般質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで大友仁子議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午前 11時43分

再開 午後 1時00分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

通告2番、升沢博子議員、登壇、質問願います。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

通告2番、升沢博子でございます。

さきに通告しておりました2点について質問いたします。

1点目は、国が子育て家庭を包括的に支援する体制の構築を掲げ、児童福祉法の改正などを行い、各自治体が子どもに関わる統一した機関として整備される子ども家庭センターについて伺います。

母子保健・児童福祉一体的相談支援体制として期待するものですが、当町には設置のなかった子ども家庭総合支援拠点として考えてよいのか伺います。

2番目、どのような人員配置になるのか伺います。

3点目、18歳までの子どもを対象にした一体的な支援機関になると考えてよいのか伺います。

大きな2点目でございます。

児童生徒の学習状況、生活状況について。

1、不登校支援について。現在、増加傾向にあり、全国的にも24万人とも言われている不登校児童生徒への支援として、当町では今年4月から適応支援教室を開設したと伺っております。その状況についてお伺いします。

2点目、令和5年度の全国学力・学習状況調査について、当町の児童生徒の評価と課題について伺います。

3点目、児童生徒のゲーム、スマートフォンの使用実態について伺います。

5年ほど前に子どもたちのそういったメディアの利用状況、そういったことの調査を行ったというふうに覚えておりますが、現在、そういう調査は行っているのでしょうか。また、使用による学習、生活、友人関係への影響について、どのようにお考えか伺います。

以上、明解な答弁をよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

升沢博子議員からのご質問にお答えをいたします。

子ども家庭センターの開設についてご質問がありました。

初めに、母子保健・児童福祉一体的相談支援体制と子ども家庭総合支援拠点の考えについてで

すが、町では、これまで保健センター内に開設した子育て世代包括支援センターを拠点として、妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な子育て支援サービスを提供し、子育て世代に対し包括的に支援を行ってまいりました。

令和4年5月の児童福祉法改正に伴い、令和6年4月に開設するこども家庭センターの設置に当たっては、子育て世代包括支援センターが担っている妊産婦や乳幼児の保護者の相談・支援を行うだけでなく、町には設置のなかった子ども家庭総合支援拠点が担う役割、機能を一体化し、子育て世帯を包括的に支援する体制を構築してまいります。

このため、現在、町民福祉課で所管している児童福祉に関する業務と保健センターで所管している母子保健業務を一括するため組織改編を行い、令和6年4月に（仮称）子育て支援課を新たに設置する予定としており、さらなる子育て世代への支援の充実・強化を図る考えであります。

次に、こども家庭センターの人員配置についてですが、まず責任権者となるセンター長をトップとした指揮命令系統の確立を図り、新設の所管課長が兼務します。また、保健師を3名配置し、うち1名が母子保健と児童福祉双方について知識を持つ統括支援員としての役割を担うこととしております。

このほか、新たに福祉専門職として社会福祉士1名、課長補佐級を含む事務職3名、計8名の職員を配置する予定としており、母子保健機能として保健師等が中心となって行う各種相談等を行うとともに、児童福祉機能として子ども等に関する相談等を一体的に行う体制を整えてまいります。

次に、18歳までの子どもを対象にした一体的な支援機関としての考えについてですが、子どもやその保護者に寄り添いながら支援することによって未然に児童虐待の発生を防止することや、子どもの自立を保障する観点からも妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援を行うことが重要であると考えております。

こうしたことから、これまでの関係機関での連携の取り組みを継続、発展させるだけでなく、身近な場所で子育て等の様々な悩みについて気軽に相談できるよう、妊産婦や子ども、子育て世帯への支援を行う団体等との連携を強化するとともに、こうした地域資源のさらなる把握に努め、複雑、多様化する家庭環境などにきめ細やかに対応できる相談・支援体制の強化を図ってまいります。

私からは以上であります。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

升沢博子議員からのご質問にお答えします。

児童生徒の学習状況、生活状況に関し、不登校支援についてのご質問がありました。

当町では、今年度より増加する不登校児童生徒への対応の一つとして、適応支援教室「カラフル」を開設しました。この教室は、不登校児童生徒の集団生活への適応を図り、最終的に学校生活の復帰を目指すことを目的としており、週に2回、火曜日と木曜日に開所しております。また、

それに伴い教育相談員1名を配置し、児童生徒の支援に対応しております。

これまで教育相談員が学校を訪問して教員等からの聞き取りにより児童生徒の実態を把握し、中学生徒3名に対し、通所を勧めているところであります。現在のところ、まだ通所の段階までには至っておりませんが、既に2名の保護者と教育相談員との面談を実施するなど、保護者の悩みや思いに寄り添いながら密接なサポートを継続しております。

また、教育相談員が学校に赴き家庭や児童生徒への適切な働きかけについてアドバイスを行ったり、きめ細やかな情報交換をしたりしながら、個々の様子に適した対応を考え、進めているところです。

今後も適応支援教室が児童生徒を受け入れるだけでなく、保護者、学校、関係機関を結びつける大切な機能として継続させていきたいと考えております。

次に、令和5年度全国学力・学習状況調査についてのご質問がありました。

今年4月に「令和5年度全国学力・学習状況調査」が実施されました。調査内容としては、小学校第6学年を対象に国語及び算数、中学校第3学年を対象に国語、数学及び英語の教科に関する調査と学習意欲や生活の諸側面等に関する質問紙調査を実施しました。

当町における小学校教科に関する調査結果について内容別に見ると、国語では「書くこと」は力が定着しております。これは自分の考えを提示された条件に合わせて文章にする力であり、日常的な学習の積み重ねにより力がついているものと考えます。また、算数では「数と計算」において県平均を上回っております。これは括弧を用いた式や加法と乗法の混合式を場面と関連づけて読み取ることができる力で、下学年からの積み上げによる力であると考えられます。一方で、複数のグラフを読み取り、その違いや違いを言葉や式に表すといった「データの活用」の力については課題が残る結果となりました。

中学校教科に関する調査については、今年度は英語科に課題が見つっております。特に「書くこと」においては、例えば現在文を未来文に直したり、学校の紹介を与えられた単語を入れながら英文化したりするといった力を伸ばしていく必要があります。これは日常的に書くことをさらに習慣化していく中で身につく力であると考えられます。

このことから、教科の学習では小中学校ともにさらに伸ばしていく力は伸ばし、課題として見つかった分野については、今後、各学校において詳しく原因を探り、改善が図られる授業を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、児童生徒のゲーム、スマートフォンの使用実態についてのご質問がありました。

子どもたちを取り巻くゲームやスマートフォンの状況について、便利さや楽しさを提供する一方で依存や人間関係のトラブルなど様々な悪影響も考えられます。各校においてゲームやスマートフォンについてのアンケートなどの調査を行っており、平泉小学校では「使用時間」や「使用時のルール」など各家庭でルールをあらかじめ設定し、達成度を2か月置きに振り返っており、長島小学校では、通信ができる自分専用の端末の所持や端末の使用時間について調査し、学年や実態に応じて指導を行っております。

また、平泉中学校では、生活アンケートを学期ごとに実施し、その中でゲームをする時間や使

用している端末についての調査を行っております。

ゲームやスマートフォンの使用時間が長くなることにより、寝不足や昼夜逆転といった基本的な生活習慣が脅かされ健康被害に結びつきます。また、SNSのグループ機能によるトラブルやいじめなども懸念されます。これらスマートフォンなどをめぐる課題対応には、帰宅してからの子どもたちの生活の中であつたり、ネット上であつたりするために、学校では把握が難しく、結果として対応が遅れてしまうという難しさがあります。

そこで、各学校では家庭との連携をはじめ、児童生徒のささいな変化に気づけるような体制を整えるとともに、中学校ではクラブ活動を含めた学校生活の全ての場面において自制心を働かせ、時間や行動をコントロールできるようにする力を身につけさせていくことや、小学校では保護者を巻き込んだ一体的な取り組みを行っていくことが今後ますます大切になっていくと考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

それでは、何点か質問、再質問をさせていただきます。

このたび、こども家庭センターとして、今まで2つの課にまたがっていた母子保健と児童福祉の関係の課がございまして、それぞれ役割が違っていたということで、それに関連するいろいろなことがありましてなかなか統一した見解を伺うことができなかつたと、そういった弊害があったやに思います。

長い間、小さい町でございますので、課として「子ども課」あるいは「子ども支援課」というようなものは考えられないのかということをお願いしてきたわけでございますが、国がこども家庭庁ということで、やはり児童虐待の問題、あるいは不登校の問題、様々な子どもを取り巻く状況の変化から統一した取り組みが必要であろうと、そしてやはり未来を担う子どもたちに一番きちんと予算をつけるべきだと、そういった形で今回こういったこども家庭センターという事業になったというふうに解釈しております。

窓口が1つになる、そして関係する職員が同じ場所において対応してくださるのは、とてもよいことだというふうに考えております。保健センターに子育て世代包括支援センターが開設して2年になると思いますが、その中で行っていたことが1つの基礎になるかとは思っておりますけれども、具体的にこども家庭センターとなった場合のその包括支援センターをどういうふうに活かすかということ、そのお考えを伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

保健センターに子育て世代包括支援センターを開設させていただきまして、現在まで妊娠から出産、子育てまでの相談などを受けてまいりました。

このたび、このこども家庭センターの開設ということで、今度、母子保健の部分と児童福祉の部分が一緒になって今後、子どもに関する相談やら支援について一緒になって行っていくこととなります。

そういう中で、子育て世代包括支援センターにつきましては、引き続き、いずれ現在行っている相談ですとか、お子様方への支援等については継続して行っていくものであります。ですので、妊娠期から出産、子育て期までの相談等については同じです。それから母子保健事業につきましても、今度、新しい課になりましても、その部分で事業については継続して実施していくものであります。

母子保健の部分と児童福祉の部分が一緒になるというところでは、今までも連携しては行ってきたところではありますけれども、さらに充実してといいますか、強化された中で母子、お子さん方に対する支援ができるのではないかというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

その中で、子育て世代包括支援センターの中での担当する保健師さんが、その相談があった子ども、親子、そういったところに対して支援プランを作って、そのプランを行うといった関係だったと思うのですが、このたび、家庭センターという大きなくくりになってきたときに、サポートプランという形になっていくと思いますが、私のさっきの質問の中にもあったのですが、平泉町が今まで取り組んできた子育て世代包括支援センターは就学時前までだということで、その支援プランを立てて取り組んできたとは思いますが、今後、トータルで18歳まで児童福祉に関係することとなれば、そのサポートプランということで違ってくるのかなという、そこについてはどういうふうになるのかお伺いします。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

今後、作成をしなければいけないサポートプランについてお話をさせていただきますが、まずは国がいうこども家庭庁が求める市町村へのこども家庭センターの役割は、今、お話しのとおり、もともと子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点、今までこの2つがそれぞれに設置されているものでございましたが、これらが一体的に連携した部分で進められないというふうなことで、今回このように統括するような形でのセンター設置ということになってきます。

それを踏まえますと、今まで18歳という部分、特にも子育て包括につきましては、就学前が主なところではございましたが、この統括により18歳までということではないのですが、18歳以降でも必要な場合には伴走型の支援をしなければいけない。そのために今回のサポートプランにつきましては、基本的に新しく作る場合には、母子家庭、母子の問題、家庭内でのことだけではなくて、要保護児童とか要支援者、18歳まで不登校も含めて、そういった部分で家庭の問題を全て網羅し、その課題を整理し、それに対してどのような支援が必要なのかというふうなプランの作成

ということになりますので、当然ながら最低18歳までそういったプランの作成が必要になってくるといふふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

よく分かりました。今まで平泉町では、今までの就学前までの子どもたちのいろんな健診の中で、問題があるのではないかというような子どもたちを要保護児童とか、そういった形で見ているのだと思うのですが、就学して小学、中学という長いスパンでその子どもを見ていく、そういったものが足りなかったのではないのかなというふうに感じているところです。

ある時点になって、いや、実は乳児のときにそういった問題があったのだがというようなところを聞いたことがございます。そういったことも含めて、その時点で分かる部分をきちんと就学、あるいは小学校から中学校、そういった形でトータルでその子どもについての支援ができるということは本当に望ましいことではないのかなというふうに思っております。

今までの乳児健診で支援が必要な子ども、あるいは家庭をセンターでは成長の段階に応じたトータルな支援ができるというふうに今おっしゃいました。そのとおりでよろしいですね。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

今回のこども家庭センターの在り方につきましては、今、議員おっしゃったとおり、その成長期におきましての問題、問題というか、支援をするような家庭に対しまして、そういったプランを作っていかなければいけない。それが小学校、中学校、それから高校生、そういう段階において継続的に必要な場合には、そういったプランの見直しを行いながら、サポートプランを作成していくというようなことになっているところでございます。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

ぜひ、それが機能する形のプランを、基づいた事業をやっていただければというふうに心から望むところであります。

そして、今回、そのこども家庭センターの設置に当たって、新たなサービスの拡充として「子育て世帯訪問支援事業、訪問による生活の支援」あるいは「児童育成支援拠点事業、学校や家以外の子どもの居場所支援」また「親子関係形成支援事業、親子関係の構築に向けた支援」など、新しいあるいは拡充といった支援体制も国は考えているようですけれども、これについての来年開設でこれからの準備になると思いますが、そういうことも視野に考えてよろしいのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

議員のご質問のとおり、国の考え方としては、新設されるのは今の3点につきましての事業を新しく市町村が設置することも家庭センターの中で、そういった業務を進めていくようにというような方針が出されております。

実際問題、例えば訪問支援事業につきましては、件数の把握というのが、これから一体どのくらいそういった支援が必要になるかというようなこともございますので、さっきの質問にありました人員配置の問題、人員のこともございますから一概に全てを全部網羅できるかという課題はあるかと思いますが、いずれそういった支援、それから児童育成のいわゆるその居場所づくりという課題も当然上げられるところがございますので、それらを総合的に「やれるところ、やっていかなければいけないところ」を新しい課の中で、そういった位置づけを踏まえながら進めていかなければならないのではないかと考えております。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

従来からありました要保護児童対策地域協議会、要対協という事業がありますけれども、そこについては、これは変わりなく連携する形で行っていくのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

今、ご質問があった要保護に関する要対協につきましては、今度、この新しいこども家庭センターへの移管と、そちらのほうでの対応になるかと思っております。

本日もニュース等で流れていましたが、今、虐待につきましても非常に増加しております。特に面前虐待などがすごく叫ばれておりますので、新しい課での引継ぎになるかと、移管されることになるとは思いますが、当然、教育サイドの部分、それから必要に応じては保健センターでの部分での連携を踏まえながら対応していくことになるかと思っております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

そしてまた、地域資源の開拓ということがございます。今、課長がおっしゃいましたように、家庭内の虐待があり、実態としてそういったところを包括的に見ていく部分で新たに専門職も就かれるわけでしょうから、この人員体制、答弁書の中にありました課長がセンター長を兼務するという形で、全体を8名という保健師さん、あるいはそういった専門職の方が入ったそういうきちんとした体制を取られるということで非常に期待するところであります。

そして、地域資源ということでは、もちろん教育委員会、社会福祉協議会、そして今まで保育所の中にあつた子育て支援センター、民間のいろんなそういった支援団体もあるでしょうが、そういったところも含めて、きめ細かな連携を取っていくというふうな解釈でよろしいのでしょうか。

か。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

先ほどから課長答弁しているとおりでありますし、この設置に当たっては、従来もそれぞれの部署も包括的にはやられてきておりまして、全く取り組んでこなかったわけではありません。

ただ、国の制度が今度施行されたことによって、体制をさらに強化していこうというのが本質でありますし、人員配置の答弁もさせていただきましたが、しかしこれもスタートしてみなくてはならない部分も当然出てくると思います。今、議員が質問されているように、心配されているように。

児童虐待も全国でも21万件、22万件という、先ほどニュースにも出ておりました。基本的には、子どもと保護者が、家庭がもっとしっかり向き合うという、親子関係、家族関係も含めながら、やはり一番大事なところは私は家庭だというふうに思います。

そこをしっかりと新設のセンターと課としっかり向き合ってやらないと、地域との様々な連携も、現在、新たに教育委員会でも学校でもコミュニティ・スクールが始まっております。地域の運動会等々にも中学生の子どもたち、生徒さんたちが一緒に地域のそういった事業にも参加していただき、地域の子どもたちはまさに地域で育てるといふ、そういった関わりを今後、この新たな課を設置することによって、保護者、子どもと家庭、保護者と子ども、学校、そして地域がいま一度、しっかりと連携を取っていくという新たな体制の課だというふうに考えております。

町でこういう課を設置したからこれで子育ては安心なのだということではなくて、安心して相談できる体制は当然つくります。しかし、家庭がしっかり向き合っていないと、一方的に行政がやるとか、地域の人たちにやっていただくからうちの子どもは大丈夫だとか、そういうことにはなっていないというふうに思っております。

今回の設置する課の開設までに今後さらに内容を詰めていかななくてはならない部分はありますけれども、そういった部分をかなり重要視しながら、教育委員会とも協議をさせていただいているところでありますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

町長のお話からやはり地域、そして行政、そこが一体となってこれからの子どもたちに力を注ぐという、そこが原点だと思います。

次の質問にもつながっていくわけですが、不登校の関係ということで昨年12月に私も質問したところに、適応支援教室を教育委員会で力を尽くしていただきまして、設置されたと伺っております。

そして、教育長も経験がおありだと思いますので、そういったところで子どもたちを支援していくとそういった準備を十分されたというふうには思っているのですけれども、いかんせんその

家庭の状況、不登校の理由は様々家庭によって違うと思いますので、そこをすぐ簡単に解決ということはないとは思っておりますけれども、最近その相談の中でとてもいい指導、お話を聞いてくださる先生に巡り会えたとその親御さんがおっしゃってございまして、やはり学校と切れてしまいう、行けないというその親の不安、子ども以上に親も不安に思っている、それをつないでいただける、それが非常にありがたかったという話も伺っております。

学校のほうでもやはりつなぐための努力をされているのだと思いますが、どういうふうな声かけをしているか、そのことを伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

適応支援教室「カラフル」の設置に向けましては、いろんな方々のご協力をいただきまして4月から開所することができました。

この適応支援教室というのは、全国的な流れがございまして、今年度からいろんな市町村で適応支援センターとか、適応支援教室が開かれております。これは全国的な流れだなというふうなことも考えておりました。

その中で、平泉町も開設したわけなのですが、開設すれば直ちに子どもが全部入ってくるということにはなから私もでも考えておりません。やはりそれなりに理由があって不登校になってしまった児童・生徒、それからいろんな悩みを抱えている保護者さんですので、すぐには来ないだろうという予測したとおりでございまして。

ただ、今回、升沢議員がおっしゃられたとおり、いろんな悩みを抱えている保護者の方の声に耳を傾ける機会が増えたなということは実感しております。まず相談員を中心に耳を傾けて悩みを聞いてあげると、そして受容をしてあげるといふところからまず第一歩が始まるのではないかなと思います。

そういう意味では、今回、複数の保護者の方と面談ができたというのはかなりの進歩だと思っておりますので、これを地道に続けていくしかないなというふうに考えております。また、その適応支援教室を挟んでその情報を学校に伝えることによって、学校も今までの支援では見えてこなかったところ、足りなかったところに気づくことがやはりできたのだと思います。いろんな方策をそれ以来考えることがございまして、指導に、支援に幅が出てきたのかなというふうに考えております。

ただ、まだ始まったばかりですので、まず受皿として用意はしましたが、併せてさっきお話ししたとおり、機能面を充実して相談の回数を増やしたり、それから学校訪問を増やしたりしながら充実させていきたいなというふうに考えております。

以上でございまして。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

伺っておりましたけれども、やはり進路のこと、子ども自身にとっては将来自分がどういうふうになるのだろう、そういう不安感から相談に乗ってくださる方を先生を通して学校とやり取りができるようになってきたと、そこのところを焦らないで少しずつつないでいていただく、そしてそのことが他のお子さんに当てはまるかどうか、それは分かりませんが、そういった機関ができて行ってみたらという働きかけもぜひやってほしいと思うのですが、声掛けは先生のほうから行っているのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

基本的に適応支援教室は学校を窓口として進められております。なぜかといいますとやはり最終的に学級担任が中心になって学校に復帰することを目的としていますので、やはり学校を中心に動いて行ったらいいかなというふうに考えておりますので、学校を窓口で考えております。

先ほど升沢議員がおっしゃったように、いろんな場所で伝わっていくわけですね。「カラフル」ができたってよということ、もしそういうことで問合せがあれば気軽に教育委員会に問い合わせただけであれば、教育委員会が窓口になって学校につなげるということは全く可能でございます。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

最近になって私も新聞紙上で知ったわけなのですが、全国的にそういった不登校児童・生徒が増えているということで、不登校特例校という形の学校が、これは文科省が入ってそういったカリキュラムもその子どもに合った形の文科省が設置するというようなところが、東北では宮城県に最近では3校ほどできているというのは聞いております。

つい最近、一関の花泉町の廃校になった学校を使って、現役の中学の先生が、「虹の学園」という名前らしいのですけれども、そういう学園を来年の春に開設すると。行く行くは特例校を目指したいというようなのを新聞で読みました。一関市のほうにそういった建物の借用、廃校になった学校借用について、今回の9月議会で市議会のほうで通してもらおうのだということが載っておりました。そこまで今、このあたりもそういう形になってきたのかなというところを非常に感じているところではあります。平泉の中で少しずつ今、教育長おっしゃったように手を尽くすと、そして親御さん、そして子どもにつないでいくというような努力を重ねていただければというふうに思っているところです。

次に、学習状況調査についてお伺いしました。

最近の新聞報道の中でも、小学校の国語と算数、それから中学校の数学と国語と英語というところで、国語については平均値を上回っているけれども、算数、数学、特に英語については力不足というところが顕著に見受けられるというような報道もございました。

当町についてはどうなのかなということで、先ほど答弁いただいたところではあります。昨

年度の県で行った学習定着度状況調査の中で、授業がよく分かるという生徒の割合が県平均が35%で、県南が30%、そして当町平泉では25%ぐらいの子どもが授業がよく分かるという割合ということで、なかなかこれは難しいのかなというふうに思っているところですが、そこについての聞きにくいところもあるのですけれども、4月の調査結果も含めて、お考えを伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

その授業がよく分かる子の割合というのは、確かに低かったのですね。その授業がよく分かると答えるとやはり相対的に学力も高くなるということも傾向として分かっております。ですから、分かる授業をしていけば学力も上がるのではないかという仮説の上で、分かる授業を今まさに目指しているところでございますが、その年度によって若干のやっぱり差があるわけです。

本当に僅かな差なのですけれども、よく分かると答えている学年は1年生から3年生まで、よく分かる、肯定的な答えている学年だし、よく分からないと答えている学年はやはり学年が上がってもそんなに大きな変化するわけではないということで、その学年によっても差はあります。

それを踏まえて見てみると、平泉町の子どもたちは、特に中学校は授業に対して前向きの子どもたちが授業参観しても多いです。ですから、やはり繰り返し、繰り返し授業をしていく、同じことを繰り返して学ばせていくということがとても大切かなというふうに思います。

少しの時間だけではなかなか定着しないのですけれども、毎回毎回同じことを繰り返していくという力を平泉の子どもたちにはつけていきたいなと思います。それで少しでも分かる子どもを増やしていきたいなというふうに考えております。これは英語だけではなく、数学も国語も同じことだと思っております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

答弁の中にもありましたが、英語についてですけれども、平泉町では子どもたちの英検の検定料を補助いたしまして、多分もう10年ぐらいですかね、ずっと続けてきていると思いますが、この結果としては、中学校3学年までに3級程度の英検を取得させるという目標の下にやられていると思うのですが、今の状況はどういう状況なのか分かる範囲でお知らせいただけますか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

英語検定の現在の状況は、昨年度の状況になりますが、当町といたしましても文部科学省で示されている中学校卒業段階で英検の3級以上取得を目標に、年に3回、英検の検定料補助を行っている状況であります。

昨年度の令和4年度の3級以上取得の生徒の割合で申し上げますと19.3%で、国の目標値としている5割というようなどころには到達していない状況でございますが、こちら先ほど教育長の答弁にありましたように、年度によってやはりその割合には差があるという状況になっております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

予算を使っているからという、そういうわけではないのですけれども、やはりきちんとした効果を、やっていることの効果を含めて検証していくべきではないのかなというふうに思った次第です。

それでは、最後の質問になるのですが、スマホあるいはゲームのことについて今の子どもたちの状況について、ある親御さんが中学生の子どもにスマホを持たせているか、持たせてないかという話をすると、結構、持たせている親が多いですが、うちは中学の間は持たせていないというような話をしておりました。

5年ほど前だったと思うのですが、メディアの今の子どもたちの状況ということで調査が出たと思いますが、その時点の小学生、中学生のスマホの所持数と、今現在、アンケートは行っていると答弁の中にはありますけれども、今の現状は、所持の程度は分かりますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

それでは、児童生徒のスマートフォンの所持率ということなのですけれども、小学校でいうと約4割程度です。中学校では6割程度が持っている。今、スマートフォンというような名称ですけれども、例えばスマートフォンを持ってなくても通信できる機器があります。それを含めると、もう少し高くなる可能性はありますが、スマートフォンだけで見るとそのぐらいの割合でございます。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

私たちが大変便利なものですから使っているグループLINEとか、そういったところで、子ども同士の仲間外れとか、そういったことを親御さんのほうから聞いたことがございまして、そういったところの情報は学校としてはつかんでいるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

情報が入ってくればもちろんつかみますけれども、先ほどの答弁のとおり見えない部分が多い

ですので、何人中何人がグループLINEに入っているかというのは正確には把握できていません。

ただ、何ていましょう、かなりいろんな情報網を使ってといいますか、学校のほうもいろんな情報は収集しているようでございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

最後になりますが、現在の社会状況は本当に急激な変化といいますか、その上にコロナが重なる形になりまして、小学生、中学生のまだ未熟な体と心の状態に少なからず様々な影響を与えていると思います。

つい20年、30年前ですか、我が子が中学生だった時代の全くスマホのその字もなかった時代に比べまして、便利ではあっても今はそういう状況の中にいるということで、きちんと自分をコントロールできる年齢までは私たち大人、あるいは周りの地域がきちんと環境を整えるという責任があるのではないのでしょうか。

未来のある子どもたちのために、私たち大人が、そして地域がコミュニティ・スクールを含めてどうすればいいのかということを含めてみんなで考える機会がぜひ必要ではないのかなというふうに思っているところです。

教育委員会、あるいは平泉町におきましても、これからのそういった考える場、機会を、ぜひ町全体で取り組むということを考えていただければというふうに思います。もし一言何かあれば、よろしくをお願いします。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

全くそのとおりだと思います。

それで、全国的にコミュニティ・スクールというのが出来上がっておりまして、その中でも平泉町はかなり先進的な取り組みをしております。ですから、ぜひそういったコミュニティ・スクールの中で地域で子どもたちを育てようという動きになっておりますので、その中でもやはりこのスマートフォンについても話題に積極的に取り上げて、家庭と子どもだけの問題ではなく地域全体の課題としても考えていければなというような期待もしております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

以上で質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで升沢博子議員の質問を終わります。
暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時08分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

通告3番、猪岡須夫議員、登壇、質問願います。

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

通告3番、猪岡であります。

一般質問を通告した2つの事項について質問をしたいと考えます。

1つは長島中央地区クリーンセンターの防災対策について、2つは財源困難時の職員の処遇について。

1番目の質問の要旨は、1つ、令和5年8月19日に大雨おけるセンター敷地内への泥水、沢水の流入を把握しているか伺います。

2つは、同様な流入が以前にもあったことを把握しているか伺います。

3つは、施設基礎の砂利などが流失し、敷地西側に所在する水田等に流入したことなど把握しているか伺います。

4つは、設備などが密閉環境になく、設備に容易に泥水などが侵入した場合の想定があるのか伺います。

5つに、小学校、保育所、地域住民も利用する施設であり、至急に防災対策を講じる必要があると考えるが見解を伺います。

事項2、財源困難時の職員の処遇について。

1つに、人事院勧告・報告がこの8月7日に衆議院議長充てなされ、実務担当者へ準備に入るよう促しているが、町当局の対応について伺います。

2つに、岩手地方最低賃金審議会の岩手労働局への答申は893円であり、中央からの39円の改定目安のおりとあり、また、47都道府県で最低額の県となったが、影響をどう捉えるか伺います。

3つに、総務省は、平成26年8月15日以降、「地方公務員法及び独立行政法人法の一部を改正する法律の運用について」として、人事評価制度を確立し、整備し、周知し、実効するよう自治体に促しております。かつ、「人事評価を反映させずに勤勉手当、昇給等を一律に行うことは法の趣旨に反する運用であり、速やかに是正を図ることと」しておりますが、見解を伺います。

4つに、総務省発出文書「地方公務員の給与改定等」は、知事、議長、委員長宛てに発出され、同時に各傘下の各自治体に併せて周知することを求めています。説明を受けているか伺います。

5つに、この文書は、給与改定等の係数を伝えるだけでなく、3で示したとおり内容を繰り返して示し、実行を促しておりますが、見解を伺います。

6つに、住民や議会への説明責任についても言及しておりますが、見解を伺います。

7つに、「給与制度の総合的見直し」平成25年1月1日、2013年1月1日ですが、高位の俸給月額増加額の縮減、55歳以上の標準勤務成績者は「昇給停止」とするようにとありますが、標準勤務成績者の勤務成績昇給無しと2号棒昇給者の勤務成績とどう違うのか、見解を伺います。

8つに、6級職で2号棒以上の昇給はあるのか、また、それは町に、住民にどのような貢献をした場合なのか伺います。

9つです。若年、中堅の職員は、標準勤務成績4号棒の昇給であるが、例年、8号棒昇給者が2桁見られます。特に顕著な貢献をした者であろうが、顕著な貢献の事例を伺います。

10番です。予算書に示される2号棒昇給者は、2号棒減号か、所属がどの級か伺います。

最後に、法を踏まえ、いつから人事評価を反映させ、勤勉手当の一律支給と一律昇給を是正するのか伺います。

以上です。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

猪岡須夫議員からのご質問にお答えします。

長島中央地区クリーンセンターの防災対策についてのご質問がありました。

初めに、令和5年8月19日、大雨におけるセンター敷地内への沢水、泥水の流入を把握しているかについてですが、大雨の翌日に流入痕によりセンター敷地内へ流入があったことを把握しております。また、管理業者により施設に異常ないことを確認しております。

次に、同様な流入が以前もあったことを把握しているかについてですが、平成14年台風第6号や平成25年台風第18号などの大雨により、センター敷地内へ流入したことは何度かあったことは把握しておりますが、浸水被害は発生しておりません。

次に、施設基礎の砂利などが流失し、敷地西側に所存する水田等に流入したことなどを把握しているかについてですが、大雨の翌日に施設基礎の碎石の流失について確認しており、水田へ流入したことも併せて把握しております。

次に、設備などが密閉環境になく、設備に容易に泥水などが侵入した場合の想定があるかについてですが、内水ハザードマップのシミュレーションにおいて浸水が想定される地区に該当していないこと、また、処理場を設計するに当たり水理計算し、地盤高等を決定したことなどから浸水は想定しておりません。

次に、至急に防災対策を講じる必要性についてですが、大規模な防災対策を講じる予定はありませんが、大雨を想定した構造になっていない排水管などの設備に対しては改修を検討してまいります。

続いて、財源困難時の職員の処遇についてのご質問がありました。

初めに、(1) 人事院勧告・報告がこの8月7日に衆議院議長宛てなされ、実務担当者へ準備に入るよう促しているが、町当局の対応について何うとのご質問にお答えをいたします。

議員ご承知のとおり、地方公務員の給与は、地方公務員法により条例で定めることとなっており、議会の議決を得て給与条例を定めているところです。また、地方公務員は民間の労働者と異なり、団体交渉権、争議権を制限されているため給与を適正に維持する目的から、人事委員会が民間の賃金や経済状況を勘案の上、給与の勧告を議会及び地方公共団体の長に対して行うこととされております。

しかしながら、人事委員会を置かない地方公共団体においては、議会及び長において地方公務員法第14条に定める情勢適応の原則に従い、適切な措置を行うとされており、当町の場合はこれまで同様、国の人事院勧告を参考としつつ、県や県内市町村の動向を踏まえ労使合意の上、議会の議決をいただきたいと考えております。

次に、(2) 岩手地方最低賃金審議会の岩手労働局への答申は893円であり、中央からの39円の改定目安のとおりとあり、また、47都道府県で最低額の県となったが、県民や町民にどのような影響を与えるか、どう捉えるかという考え方を何うとのご質問にお答えをいたします。

最低賃金とは、最低賃金法に基づき雇用主が労働者に支払う賃金の最低額として国が定めたもので、都道府県ごとに決定されるものであります。今年の最低賃金の改定につきましては、岩手地方最低賃金審議会が現行の854円から39円増の893円、改定率にして4.57%引き上げるよう岩手労働局長に答申し、時給で公表するようになった2002年以降最大の引上げとなりました。

これにより全ての事業主は雇用する全ての労働者に改定された最低賃金以上の支払い義務が生じることとなります。しかし、他県では、国の目安である39円以上を上げたことにより、岩手県は全国最下位となりました。雇用する側としては、他県より安い賃金で雇用できるという考え方もできますが、一方、雇用される側としては他県より安い賃金で雇用されるということにもなります。

賃金等の労働条件の決定につきましては、労働基準法により労使により対等決定が原則とされておりますが、今回の改定により他県や都市部との賃金格差がさらに拡大し、雇用の安定確保にも影響することが懸念されることから今後の動向を注視していきたいと考えております。

次に、(3) 総務省は平成26年8月15日以降、「地方公務員法及び独立行政法人法の一部を改正する法律の運用について」として、人事評価制度を確立、整備し、周知し、実効するよう自治体に促しており、かつ、「人事評価を反映させずに勤勉手当、昇給等を一律に行うことは法の趣旨に反する運用であり、速やかに是正を図ること」としているが見解を何うとのご質問にお答えをいたします。

人事評価につきましては、職員の業務目標の難易度や達成度に基づき評価する「業績評価」と、評価期間内に発揮された能力や職務への取組姿勢・態度を客観的に事実に基づき評価する「能力評価」の2本立ての評価として、職務の業績を重視した目標管理型の人事評価を平成28年度から運用を開始しているところです。

評価結果の活用につきましては、職員の人材育成、任用、その他の人事管理の基礎として活用

しておりますが、本年度に評価者となる管理職、被評価者となる職員向けにそれぞれ研修を実施し、令和6年度以降、勤勉手当、昇給等への活用に向け検討してまいります。

次に、(4)総務省発出文書「地方公務員の給与改定等」は、知事、議長、委員長宛てに発出され、同時に各自治体に併せて周知することを求めている。説明を受けているか伺うとのご質問にお答えをいたします。

地方公務員の給与改定等に関する通知については、国の人事院勧告を受けて閣議決定された内容が発出されております。これは、地方公務員法第59条及び地方自治法第245条の4の規定に基づき、技術的助言として発出されているものであり、詳細な説明等はありません。

次に、(5)同文書は、給与改定等の係数を伝えるだけでなく、(3)の内容を繰り返し示し、実効を促しているが見解を伺うとのご質問にお答えをいたします。

先ほど申し上げましたが、人事評価制度は職務の成果を適切に評価し、人材育成と職場の活性化を図り、職場全体のモチベーションを高めることで、最終的に町民サービスの向上につなげていくことを目的としております。

繰り返しになりますが、本年度、職員研修等を実施し、制度理解を深め、適切な人事評価を行い、令和6年度以降、勤勉手当、昇給等への活用に向け検討してまいります。

次に、(6)住民や議会への説明責任についても言及されているが、見解を伺うとのご質問にお答えをいたします。

地方公務員の給与は、(1)でお答えしましたとおり、議会の議決を得て給与条例を定めるところでございますので、議会への説明はなされているものと認識しております。また、住民への説明については、団体間の比較ができるよう定められた公表様式により、職員の給与及び定員等について町のホームページ及び広報に掲載し、説明しております。

次に、(7)「給与制度の総合的見直し」平成25年1月1日によると高位の俸給月額増加額の縮減、55歳以上の標準勤務成績者は「昇給停止」とするようにとあるが、標準勤務成績者の勤務成績昇給無しと2号棒昇給者の勤務成績とどう違うのか、見解を伺うとのご質問にお答えをいたします。

当町では、現在、55歳を超える職員について昇給抑制措置を実施しておりますが、標準勤務成績者は2号給昇給する運用としております。

次に、(8)6級職で2号棒以上の昇給はあるのか、また、それは町に、住民にどのような貢献をした場合なのか、過去事例を伺うとのご質問にお答えをいたします。

55歳以下の職員で6級職にある者のうち、標準勤務成績である職員については4号給昇給する運用としております。ただし、55歳を超える職員の場合は2号給を超えて昇給することはありません。また、過去の事例としましては、55歳前に管理職級になった職員が該当いたします。

次に、(9)若年、中堅の職員は、標準勤務成績で4号棒の昇給であるが、例年8号棒昇給者が2桁見られる。特に顕著な貢献をした者であろうが、顕著な貢献の事例を伺うとのご質問にお答えをいたします。

昇格以外の特別昇給の要件は、自治体研修等により高度の知識を得た場合が該当します。具体

には、新規採用職員を対象とした「新規採用職員研修」、採用後1年以上経過し「基礎研修Ⅰ」、採用後2年以上経過し「基礎研修Ⅱ」、採用後8年以上経過し「基礎研修Ⅲ」及び新たに係長級に任用された職員を対象に「監督者級研修」をそれぞれ受講し、職務遂行能力の向上が顕著であるという判断の下、実施しております。

次に、(10) 予算書に示される2号俸昇給者は、2号俸減号か、55歳以上の昇給か何うとのご質問にお答えをいたします。

令和5年度予算書給与費明細書のエ昇給の号級数別内訳は、7人全て55歳を超える職員の標準勤務成績による昇給となっております。

次に、(11) 国の法を踏まえ、いつから人事評価を反映させ、勤勉手当の一律支給と一律昇給を是正するのか何うとのご質問にお答えをいたします。

人事評価の評価結果を、勤勉手当、昇給等へ反映させることに関しましては、今後、労使協議を行い、令和6年度以降の実施に向けて、職員研修の実施や制度導入のための条件整備に取り組んでまいります。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

では、再質問いたします。

項目2番のほうから、今、伺った内容で行きたいと思います。

総務省行政給与、総行給、この文書に目を通したことがない。詳細な説明を受けたことはない。つまり、係数だけ、1番だけの説明を受けて、その以下の文書には目を通したことがない。10年ですよ。総行給のこの10年間の文書には必ずここが載っています、以下が。

一貫して、55歳超え標準勤務成績者、定期昇給なし、人事評価をやれ、それを定期昇給と勤勉手当に反映させ一律を改めろ、これについて説明を受けていない。56歳、57歳、58歳、59歳、60歳、標準勤務成績で2号俸を上げている。国の文書、国の考え方、国の方針は、標準勤務成績者は昇給停止。今さらのように伺いたい。この文書に目を通してありますか。供覧してありますか。

県からは、併せて各自治体へと流れているはずですよ。10年前から。確かに55歳を超えての昇給は3,000円を超えない。10年で3,000円を超えない。そうなのです。でも、その分、若手に回したほうがいいのではないかと。そのほうがモチベーション上がるのではないですか。6級職の皆さんは10%、1割の管理職手当をいただいています。ですから、6級何号というのはずばんと分かるのですよね、割り算すると。そして、60歳までは昇給して行って、再任用、定年延長になると70%の俸給になると、そういうふうになっています、今は。

でも、この10年間ずっと言われて続けているのです。55歳を超えて標準勤務成績者は定期昇給なし。でも町長さんのご答弁は、標準勤務成績者は当町は2号俸アップと言っている。2号級アップと言っている。政治を志す者は財政の重箱の隅っこをつついてもお金をつくって福祉に当てると。悠久の湯の将来だってそうだ、諸課題、皆さん、町民の皆さん、足んねえと言っ

ていることがいっぱいあるのだ。

6級職、55歳を超えて1割の管理者手当を頂いている。それはボーナスのときなんかは1.1掛けるから1.21評価になったりする。まあ、いいでしょう。こういうことをどういうふうにお考えになっているか、見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

まず、給与情報についての説明を受けてないということでしたけれども、これは特段、それについて詳細な説明がないということで、こちらから積極的に人事院勧告、国の人勧、県の人勧については、県の人勧については県からももちろん情報がもらえますから、そこは十分、内容を確認し、町長まで回覧しております。

ですので、この情報が把握されてないということとはございませんし、先ほど答弁がございましたけれども、いずれその給与決定の原則に従いまして、情勢適応の原則というようなことで、国、県の人勧を基に組合と交渉を行って合意した内容を給与条例案として示すということは先ほど申し上げたとおりですから、それについて問題点と申しますか、細部にわたってはそれぞれ市町村と国とも違う、給与構造がまず違うというようなこともございますから、先ほどの1つの例で申し上げますと、55歳の昇給停止のお話ですけれども、こちら情勢適応の関係で申し上げますと、令和4年度、昨年度においてこれを県内の市町村が実施した状況を見ますと、31市町村が昇給停止までは行っていないというようなことでございます。

つまり、国家公務員の俸給と地方公務員の給料、またそれぞれ地域によって違うわけですので、例えば国の場合でいいますと号級でいくともう10級まであるわけです。したがって、平泉町は6級までということですから、そこには4級あるわけです。したがって、その10級まで行くということは、国の職員であれば、国家公務員であればその7級から10級まで上がっている職員等もいるはずでございます。

したがって、そういったような状況も踏まえて、県下の市町村の状況、県の内容も踏まえて、その都度、改定する内容については、組合、職員組合と協議を行って詳細を決定しているということがまず1点ですし、それから、評価に基づかない、いわゆる職務給の原則、この職務と責任に応じた形での給与をちゃんと決定しているかということに関しましては、答弁にございましたけれども、しっかりと人事評価というような形ではなくて勤務評定ですか、制度の改正前の勤務評定というような形でしっかりと行って、職位、職階に合った、その職責に応じた給与にしているというところでございます。

なお、財政状況の話とその給与の適正化というような問題については、また別の問題として捉えるべきであって、総人件費ということの抑制については、行財政改革の中で総合的に取り組むべき内容ですから全く関係ないわけでありまして、そういう先ほどの財政事情というようなことだけで、財源不足が生じるから職員の給与を下げるといったようなそういうような乱暴なことは、そういう調整を行うといったことは考えてはおりません。

あくまでも、やはり労使の合意の下で給与を決定、給与改定案を決定したものを毎年、議会のほうにお示ししているわけですので、これまでの過去の給与改定も大きな制度改正、2回ほどございましたけれども、それらの内容についてもその時点でしっかりと議員の皆様にもご説明した上で今まで決定されてきたというふうに認識しておるわけでございます。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

乱暴なおっしゃられた。国の文書がやって駄目よと言っているのですよ、10年前から。それは定年延長とか、そういう具体的なことを示した後に、または勤勉手当アップとか、ボーナス、そういう係数とか、それから昇給のこととか、給与表の別表1の改定とか、そういうことを説明した後で言っているのですよ。

それ、それを皆さんで協議したことがない。そういうことを私たちに説明したことはない。そういうことなのですよ、私が聞きたいのは。なぜ説明しないのですか。国ではこう言っているけれども平泉町ではこうしますと。例えばさっきおっしゃった経験年数、経過年数によって8号俸昇給させますと、特別昇給です、十分に、でもそれは評価した上で実際に次、来年はこいつを上げてやるかなと思っているときに、十分に評価し、係長級もそうだと思うのです。やれるかと、それを見た上で上げてあげる、それなら分かる。でも、順番ではないですか、何年目、何年目、何年目となっていると。

特別昇給って顕著な功績なのですよ。だから私、あれおかしいなと思ったのは、6号俸がないのですよね。8号俸昇給はあっても6号俸昇給がない、差をつけない、挙げ句に2号俸昇給がある。これは人事評価入ったらば1級、3級だよ、多分、4級、その上で4級です。だから、例えば職員、具体的な説明能力がない職員が例えばクレームを発生させた、その場合にその上位の管理者はどういうふうな人事評価を受けるかとか、点数になるかとか、当然のようにシートには発生してくると思います。ローカルルールではないと思います。先進の地域のシステムがあるはずですよ。規模は大きいですけどもね。

そういうふうに考えると、この国が説明している55歳を超えては昇給ないよ、標準勤務成績者はと、でも功績があれば上がるのだ、顕著な功績があれば上げていいのだ、それを横並びで全部7人一緒に2号俸、それこそモチベーションなんかはないではないですか、そんなところに。伺います。

議長（高橋拓生君）

菅原副町長。

副町長（菅原幹成君）

人事評価制度につきましては、私もかつて担当していたことがありますのでお話をしますけれども、これまで人事院勧告自体が昭和23年頃から始まっているわけですけども、いずれ過去に人事院勧告があつて、そして閣議決定した後に総務省のほうから各自治体には通知が来ると。

先ほど総務課長のほうでも話をしておりますが、詳細な説明はもちろんないわけですがその通

知はしっかり読み込んで、当然、その内容について精査して理解した上で、国のその内容ももちろんですけれども、県の人事委員会の勧告、そして県内の自治体の動向、それらも全て加味しながらその勧告に沿って労使交渉をして、それぞれ各議会において議決をいただいているというのが今までの流れでございます。

この人事評価制度につきましては、平成25年あたりからまず試行をしようというふうなことで国のほうから話がありまして、最初は1枚のシートで簡単なというか、こういった目標、そして実際の成果という2本立ての1枚物でやっていたわけですが、国のほうから示された中では、能力評価、そして業績評価という2つの種類の評価についてをそれぞれ職員が行うというふうなスタイルになりまして、そして平成28年から当町では先進事例なんかを見ながらスタートしたというふうなことであります。

ただ、この人事評価制度は、職員が、管理職が部下を見る、そして管理職については副町長、あるいは教育長が評価するというふうなことで、公平公正な評価をしなければならない。もちろん当然のことですけれども、それらをするに当たって、そこがきちんと担保されるかどうかというあたりについて、それぞれ研修をしながら、目標の立て方によっては結果がどう出るかというのはまた違ってくるわけです。

そういうふうなものを施行しながらやってきているわけですが、この間において総務省からの通知、人事院勧告が8月頃ありますけれども、その後の通知の中には必ず令和4年、今年5年ですけれども、毎年度この人事評価のこの55歳昇給停止も含めて、内容は過去の分も含めて是正するふうな通知が来ております。

それで、毎年度のその人勧の内容を加味しながら、それこそ県内の動向、そしてこれまでの条例で決まったことについてのまた議論をしながら、当時はこの55歳昇給停止のことについては、どこの県内でも結局、国のその賃金レベル、ラスパイレス指数と言っていますけれども、その比較の中ではまだまだ市町村は達していないふうなことです。国と同じようなことをやることはなかなか難しい、モチベーションのこともありますし、結果的に職員が一生懸命もちろん働いて、そして町民の皆さんに安心して暮らしていける、そういうまちづくりをするためにはやはり職員のモチベーションということも大事ですので、そういったことを加味しながらやってきているわけです。

いずれにしても、憲法があって、その下に労働基準法ですか、そういうのがあって、そして法律があって条例があってというふうな、そういう位置づけの中で、やはり労使交渉を行いながら今までのを決めてきたというふうな経緯をまずは確認していただいて、いずれにしても、先ほど町長が最初に答弁したように、令和6年度以降に向けて、この件については検討していくというふうなことで考えてございますので、ご理解いただければと思います。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

例規集3501ページ、訓令6号、人事評価だよね。職員の経過年、上位役職者、役職任用者への

基礎的研修を履修した者が自動的に職務遂行能力の向上が顕著であるとの評価、職務に普通に帰属する評価ではないですか、そういうのって。経験、能力、それを評価した上で昇給ではないですか、普通。

それを8号俸アップ、8号級アップ、確かにそのモチベーションには大変な影響があると思います。でも、2桁8号級アップ示されて、倍ですよ、一気に。6級職の皆さんの5年って大体3,000円とか、そんなものなのです。2,600円とかね。でも、若手の人たちのその8号俸というのはとても大きな金額だ。それは非常なモチベーションになると思うのです。

でも、今の社会の流れは若い人たちの水準を上げましょうですよ。今年の人勧報告もとても大きな若年層への肩入れですよ。それがまだ示されていないとおっしゃるけれども、8月7日に普通に公開されました。ニュースでも流れました。見る人は見えています。そういうことなのですよ。

そういう中で国の方針、国の考え、これに反することを10年間やってきたのですよ。そこに累積されている金額たるや、支出たるや、どんなものなのでしょう。退職金に反映します。もしかすると年金にも反映する。そういうことについての評価はどうお考えですか、見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

まず、先ほど55歳の昇給停止はないということですが、昇給抑制はしているということで、具体的に申し上げますと、市町村課、岩手県の市町村課から毎年ヒアリングというか、面談を行った中で、それこそ職員の勤務条件、定員管理、給与実態に係る助言事項ということで、県下の状況をまず伝えていただいて是正を図ってくださいというような形であるわけです。

その中で、55歳超えの昇給停止は、先ほど申し上げたとおり、県下の状況を申し上げましたけれども、昇給時縮減というのがございます。55歳以降の縮減、具体的には50歳代後半層における給与水準の上昇を抑制するため、昇給時号級の縮減、これを図るよというということで、こちらは先ほど実施して2号となっているということでご理解いただきたいというふうに思います。4号ではなく2号、こちらの昇給になっているのは、全て55歳を超えた時点でそのように措置を行っているということでございます。

それで、人事評価の評価結果については、全く昇給に活用してないということではないのです。今、実施してないというのは、是正を求められて令和6年度以降に改善しますというお話は、システム化した形で行ってくださいということでありまして、現在は、先ほど申し上げたとおり、勤務評定というような形で研修を実施したタイミングであるとか、役職が昇格する時点がございます。主任から主査、主査から主任主査とか、そういった時点で8号級をするかどうかを個別に検討を行っております。

これは、人事担当課である総務課と副町長のほうで個別にその昇給をどれくらいの昇給をさせるかというようなことは、毎年、勤務評定というふうな言い方をさせていただきますけれども、人事評価の結果も見ながら、そして必要な研修の受講後の業務遂行の状況を見ながら決定してお

りますので、全く何もしで上げているということではないということは、ここで申し上げておきたいというふうに思います。

そして、なおかつ先ほどの人事院勧告の内容についても、既に状況は把握してございますので、10月に岩手県の人事委員会から勧告が出ます。ですので、これらとの比較、地域の給与水準といったようなこともございます。同じ職種の公務員、地方公務員の給与水準等も比較しながら、改めて組合側と交渉をこれから行うわけでございますので、国の人勧の情報はもちろんこちらでは把握はしてございます。

そして、なおかつ若年層の給与をベースアップするというようなところは、これ国家公務員だけではなくて地方公務員もやはり採用募集をかけてもなかなか以前と比べると少ない状況でございます。やはり優秀な人材を確保するためにも、初任給等も含めて、30代ぐらいまでの若年層の給料をしっかりと確保した上で、地域の将来を担う人材を募集していくというのはやはり必要ですから、そういった中で、高齢層の給与水準はどうなのかといったことも、他の自治体との比較を常に行いながら、つまりは情勢適応の原則に従いながら判断して、必要な改善があれば組合側と真摯に交渉しまして決定し、議会に改定案として提出するというような、この流れについてはこれまでもこれからも変わりございませんので、そういうことで個別の内容につきましても組合側と交渉した結果でございます。

例えば、大規模な給与の見直し、平均で2%の給料水準を下げるといったようなことを実際行って、平泉町でも平成27年に実施しております。そういった中でも詳細について激変緩和と申しますか、その時点での具体的なお話申し上げますと、給与改定によって現在の給与、現給からかなり大幅に後退する職員がいた部分を、これは国が認めているところですが、経過措置として現給保障を3年間行ってもいいというような、そういうようなことも示されております。

ですから、個別にこの部分が是正されていないといったようなところのご指摘は、もちろん必要な是正は図ってまいりますので、当面、人事評価の給与反映、給与反映と申しますか、手当の反映、こちらについては、今、情報収集しながら取り組んでおりますので、こちらについては計画的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

例えば、令和4年に決算書で見ると5級の76という方もお三方いらっしゃる。こういう方たちは、多分、今年度の来年の9月の決算書を見れば何級か、6級の何号になったのかというのは見られるわけですよ。だから、普通に数字見ていけば、どういうふうになるのかなというのでも分かるわけです。だけれども、説明しないと、具体的に分かるように説明しないと分かりません。

私、3年半かかりました。ここまで来るのに。10年間やってきたの。周囲を見ている。いけないです。ちゃんと情報交換をして、例えば2号俸昇給についても、2号昇給についても県内で全員がそうなのという、55歳を超えて全員がそうなのだよというところと、功労を認められて2号上がっているよというのが必ずあるはずですよ。違うはずですよ。

そういうのもやっぱり情報取らないと、何でもかんでも、当町は何でもかんでもだとおっしゃった。それは町民から理解されないです。課長級は2号俸上がりますとしか理解できないです。そいつ、労使協議で何て言われるのですか。国ではこういうふうに示していて、示されていて、この10年来、その話を労使協議の場でしてないわけですよ。55歳超えて定期昇給停止というのを。だから、私は強く是正を求めます。

項目1に移ります。時間ないです。

8月19日に8時前後ですか、私、平泉方面から自宅のほうに向かって帰ったのです。そうしたら、通称開田碑周りが水浸しでした。上流部から越水をして開田碑の南側をどやどやと水が越えていました。それ以降にちょっと用事があったので、9時過ぎに今度は相川線を平泉に向かってきて自宅に、そのときもまたどやどやと水、越えていたのですよ。

これ、これだけ越えるだけの水が来ているのだなと思って、でも乗用車だったので軽トラではなかったのでクリーンセンターのほうまで行かなかったのです。次の日、朝5時過ぎに行きました。そうしたら水がなめていました、完全に。上の田んぼも、下の田んぼも、確実にこういうふうに上流から越水しているのを見ました。

でも、施設管理者でもないし、施設入られるわけでもないですから、周りの写真を撮りました。上流部に沢水のチョークポイントがますであるのです、そこから直接越えたという痕跡があって、それが真っすぐ施設に向かって水が入ってきていたと。これはまずいべと思ったわけです。

たまたま越えてなかったからよかった。これ越えたらば保育所、長島小学校、もちろん保育所とか長島小学校は施設利用の上部だから、下水管が詰まるまで使えるかもしれない。でも、今度台風13号来ますけれども、いろんなことが起きる、ぜひ防災対策を行ってほしいと思ってこの質問をいたしました。見解を伺います。

議 長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

施設内に沢水が流入したということは何度かあると、先ほども町長のほうからお答えさせていただきました。

やはり施設に沢水なりが流入するということはリスクを抱えているということになるかと思えますので、そのリスクを取り除く、またはリスクを小さくするというのは重要であると考えているところであります。

また、近年、全国的に想定を超える規模の局地的な大雨が頻発していることから、近年の降雨を踏まえた検討が必要ではないかと考えております。集水面積、降雨強度、流出係数などにより雨水流出量、水理計算を実施して、施設にどの程度の沢水が流入するののかというのを求めたいと考えております。それによりまして対策をどう取るべきか検討させていただきたいと考えているところであります。

議 長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

国が示しているハザードマップ以外の場所でも各種の被害が出ております。それから、道路に敷かれた砂利等の流入でもって被害が出たとか、いろいろ出ております。

この場合は、ローカルルールでいいと思うのですよ、ハザードマップも。こういうこと起きるよ、周り高齢者の皆さんが多いのです。ですから、小学校とか保育所のことだけではなくて、ぜひ、いつ起きるか分からない災害に向かってほしいと思います。いかがでしょう。

議長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

下水道施設は生活にはとても重要なライフラインだと考えております。下水道処理を24時間365日稼働できるように努めてまいりたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

以上で質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで猪岡須夫議員の質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次の本会議は、明日8日午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 3時05分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高 橋 拓 生

署名議員 升 沢 博 子

同 大 友 仁 子